

平成17年4月教育委員会定例会会議録

報告事項

報 第 1号 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

潰滝総務課長から、教育庁の組織改編に伴い、給与課に分室を置くこと、総務課の所掌事務に海草地方教育事務所の会計事務（給与課の所掌事務を除く。）を加えたこと、給与課所掌事務中の県立学校事務職員の任免、分限、懲戒等に関する事務を削除し、海草教育事務所の会計事務（総務課の所掌事務を除く。）を加えたことが報告された。また、日本育英会の組織改編に伴って、生涯学習課所掌事務中の「日本育英会」を「修学奨励」に改め、字句の変更として、文化遺産課所掌事務中の「鉄砲」を「銃砲」に改めたことが報告された。また、県立学校課所掌事務に、県立学校事務職員の任免、分限、懲戒等に関する事務を加えたこと、小中学校課の所掌事務に、小中学校職員の勤務評定に関すること及び県立中学校の設置課程、生徒募集定員に関する事務等を加えたこと、健康体育課の所掌事務に「防災教育」に関することを加えたこと、地方教育事務所の廃止に伴い、関連条文を削除したことが報告され、報告のとおり承認した。

報 第 2号 和歌山県教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

総務課長から、地方教育事務所廃止に伴う条文の修正があった旨の報告があり、報告のとおり承認した。

報 第 3号 和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

総務課長から給与課分室の設置に伴い分室長の職を設置し、県立図書館の分館廃止に伴い、長の職名を「紀南図書館長」に改めたことが報告され、報告のとおり承認した。

報 第 4 号 和歌山県教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

総務課長から、教育委員会定例会の招集日を「毎月第3火曜日」に改めたこと、教育センター学びの丘所長の教育委員会出席に伴い、「事務局職員」を「事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員（以下「職員」という。）」に改めたことが報告され、報告のとおり承認した。

報 第 5 号 和歌山県教育センター学びの丘規則について

総務課長から、和歌山県教育センター学びの丘設置条例第5条の規定に基づき、センターの組織及び運営に関して規則を定めた旨の報告があり、報告のとおり承認した。

報 第 6 号 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則について

猪谷給与課長から、地方教育事務所の廃止に伴い、教員免許申請（臨時免許状）に係る提出書類の様式を改めたことが報告された。委員から臨時免許状の必要性をチェックする機能が後退しないように運用されたい旨の意見が出され、審議の結果、報告のとおり承認した。

報 第 7 号 和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則について

報 第 8 号 和歌山県立図書館分館設置告示を廃止する告示について

報 第 9 号 和歌山県立紀南図書館規程の一部を改正する告示について

勝丸生涯学習課長から、分館長から紀南図書館長への職名変更に伴い、報第7号で条文の字句を改正し、報第8号で分館設置告示を廃止し、報第9号で図書館規程中の職名を変更した旨の報告があり、報告のとおり承認した。

報 第 10 号 和歌山県立体育館管理規則の一部を改正する規則について

森岡スポーツ課長から、組織改編により組織及び職名の変更を行

った旨の報告があり、報告のとおり承認した。

報 第 1 1 号 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則について

板橋県立学校課長から、「海南市及び下津町」並びに「田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村及び本宮町」の合併に伴い、規則の県立高等学校の位置及び連携型中学校の設置者名の改定を行った旨の報告があり、報告のとおり承認した。

報 第 1 2 号 平成 1 7 年度学校給食用パン加工賃、麺類加工賃及び委託炊飯加工賃の改定について

山本健康体育課長から学校給食に係る各種加工賃のうち、パン加工を 3 6 銭、委託炊飯加工賃の食缶方式を 3 6 銭、食器食缶方式及び弁当箱方式を 5 6 銭、牛乳供給価格を 2 円 4 3 銭、それぞれ前年から増額したとの報告があった。委員から、過度の価格上昇を防ぎ、適正価格を保つように努められたいとの意見が出され、審議の結果、報告のとおり承認した。

報 第 1 3 号 教職員の処分について

西原小中学校課長から、中学校教諭及び同校校長を処分した旨の報告があった。委員から、綱紀肅正に努められたい旨の意見があり、報告のとおり承認した。

付議事項

議案第 1 号 和歌山県指定文化財の指定（案）について

藤井文化遺産課長から、和歌山県文化財保護審議会の答申を受け、建造物 1 件（旧和歌山県議会議事堂）、美術工芸品 7 件（仏像等）、天然記念物 1 件（地質鉱物）を指定し、施無畏寺境内絵図の附として美術工芸品 1 件（絵図）を追加指定し、史跡の名称変更を 1 件行いたい旨の説明があった。委員からは、貴重な文化遺産が和歌山県に多く存在することを広く県民に広報していくこと、多数の方が文化遺産に接することができるような配慮を行うこと、積極的に教育現場で活用していくことについて意見が出され、以

上の審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 2号 教職員の処分（案）について

小中学校課長から、中学校教諭及び同校校長を処分したい旨の説明があった。委員からは服務規律の保持について適切な処置が講じられるよう注意されたいとの意見が出され、審議の結果、原案のとおり決定した。